

憲法改正の前にはだかる関門

＝ 国民投票法をめぐって ＝

さる8月24日に、沼津市で「自治体議員政策研究集会」という会議が開かれました。そのテーマが「憲法・国民投票・地方自治」という事で、たいへん面白い内容なので、参加して来ました。その中で、私たちも今まであまり注意していなかった「国民投票」のシステムの実際が分って来ました。知らなかった事もありました。

問題は全く簡単ではありません。そして、実際の国民投票までの流れを理解してみると、今まで気が付かなかった、新しい9条を守るための運動のあり方についても、たくさんのヒントがある事が見えて来ました。今回はその中からいくつかを皆さんに報告して、これからの運動について考えてみたいと思います。



国民投票をめぐると問題-1

関連ごとの区分別の投票になる。

憲法改正原案は、その「内容において関連する事項ごとに区分して」、提出されます(国会法63条の3)。つまり私たちは、その区分ごとに1枚の投票用紙が渡されて(国民投票法47条)、区分ごとに何回か投票する事になります。知っていましたか？

一方で現在自民党の憲法改正推進本部は3月に「改憲についての4項目」を提示しました。この4項目は、どれもとんでもない問題をふくんでいます。ここでは横においておきます。

- ① 9条の改正・・・自衛隊の明記
- ② 緊急事態条項の追加・・・ナチスはこのを利用して生まれました。あべさんも？
- ③ 教育の無償化・・・公明党を抱き込む作戦でしょう。
- ④ 参院連合選挙区の解消・・・これで自民党の地方ボス生き延びさせます。

(もちろん、これらがすぐに改憲案になるわけではなく、これから改憲の発議に至るまでには何段階かの手

続きが必要です。区分の決め方は政治的裁量によるどころが多いでしょう。)

そこでもし仮に、この4項目が改憲原案になったら、私たちは4回投票をする事になりますし、投票によって①の9条改正を食い止めても、②の緊急事態条項が通ってしまったら、たいへんな問題になります。

そこで私たちの運動もまた、9条を守るという点だけではなく、それを中心として憲法全体を守るのにはどうしたらいいのかという、広い視点が必要です。自民党の改憲4項目の向こう側には、かれらが考えている、この日本のあり方についてのイメージがあります。そしてそれは、平和と基本的生存権、民主主義とはまったく真逆なものです。これを私たちは一歩一歩明らかにしていかなければなりません。9条を守るためには、9条だけ考えるのではなく、憲法全体を守らなくてはいけない。この「リンゴの樹」でも、その事をひきつづき取り上げてまいります。

国民投票をめぐると問題-2

賛成以外はみんな反対！

ご存じのように、改憲の発議はまず、衆議院で行われます。そしてそれが可決されるためには、「総議員の3分の2」以上の賛成が必要です。その分母は総議員数であり、具体的にはその2/3は310名になります。

そこで現在の各党の議席数を見てみますと、改憲勢

力は自民党283人、公明党29人、維新の会11人で合計が323人になります。ところがここで議決においては、欠席や棄権は反対と同じことになります。そうすると簡単にいえば、もし改憲勢力から14人以上の造反が出たら、可決はされません。発議の失敗です。もしそうなりそうな場合は、「改憲反対勢力」から引き

抜いて、その埋め合わせをしなくてはなりません。

この事がどんなに困難な事かは、すこし考えればすぐわかります。

内閣提出の重要法案に対して、自民党議員が造反した例は、過去にいくらかもあります。そして今回の自民党の3月24日の改憲4項目も、一部議員の反対を押し切って細田本部長への一任の形で強引にまとめられました。

造反の火種はくすぶっています。もし私たちの運動が広がり、たとえば3000万署名が成功したら、その火種は燃え上がって炎になるかも知れません。議員一人一人の行動を左右するのは、結局は国民世論ですから。

もうひとつ、注目していかななくてはならないのが公

明党の動向です。公明党が自民党にくっついているのは、もともと無理があるのです。今回の沖縄知事選挙で、デニー玉城さんが勝ったときに、その会場に学会の三色旗が立っていたのにお気づきでしたか。つまり、平和を求める学会員の想いと、あべさんにくっついていく公明党の幹部の動き、明らかにずれがおこりはじめているのです。

一般的に言って、連合政権は2人3脚、3人4脚・・・にたとえられます。ところが、この言い方には大切なもう一つの視点がかくされています。それは、二人三脚は、おそいほうがペースをつくるという事なのです。いくら自民党が焦っても、公明党がスローペースなら、それを無視できないのです。そういう意味で、ますます公明党の動きからは目が離せません。

国民投票をめぐる問題-3

国民投票とTVCM

国民投票法105条は、投票期日の14日前から投票日まで、国民投票に関するCMを禁止しています。

それは逆にいえば、15日前まではどんどんCMを流してもいいという事です。何の制限もないのです。この事について、資金力のある側のCMが大量に流れ、公平性が保てないということで、民放連に自主規制を求める声が出ていました。ほっておくと、ゴールデンタイムに改憲派のCMばかりが大量に流され、護憲派のCMは、誰も見ないような時間でしか細々と流せないのは不公平ではないかというのです。

この事について、先月20日民放連の会長は記者会見で、「自主規制はやらない」といいました。これは、テレビCMにも資本主義な市場原理が働くことになり、お金さえだせば、どれだけどんな事をCMでやっても文句は言わないという事です。民望TVさん。お金でどうでも動くの!? これは大変おもしろい事になります。

資本主義は何でも売ります。北極のエスキモーに電気冷蔵庫を、アフリカの原住民に石油ストーブを売りつけるというのが、資本主義の本質です。もしその商品に対する消費者のニーズがなければ、ニーズを創りだすのです。良い例が、ただの水があんなに売れてい

金さえだせばいいのか？

るという「なんとかの天然水」の商売です。そしてそういう、いらぬものでも売りつけるという事を達成するのが、テレビCMに代表される大量宣伝です。おなじような宣伝が大量に流されつづけると、それは人々の潜在意識にしみこんで、いつの間にかその商品を買ってしまいます。そして、そのテクニックは必ず改憲派に応用されるでしょう。

ヒットラーの宣伝相だったゲッペルスは、つぎのような言葉をのこしています。

・・・「娯楽の中に宣伝を刷り込ませ、相手に宣伝と気づかれぬように宣伝を行う、」・・・

まさにそういうことがこれからの国民投票運動の中でおこるのではないのでしょうか。そして彼はこうも言っているといえます。

・・・「嘘も100回言うとも真実になる。」「大きいうそほど大衆は信じる」・・・

国民投票前のCMをめぐるこれから起こるであろう、沢山の「大きなうそ」、いつの間にか静かにしよる、「100回のうそ」に、決して騙されないように、注意して成り行きを見ていきましょう。



まだまだたくさん問題があります。みんな気を付けましょう!

ニュース

君は沢田研二さんを知っていますか？

あなたは、沢田研二を知っていますか。グループサウンドで有名になったあの有名な歌手ですね。テレビに

よく出ていました。でもバリバリの現役で、歌いつづけています。

昔はかっこうよかった！

それがいまでは・・・



しょうがないですね。だれもが、年を取るのです。彼も今年で70歳だそうです。ところがどっこい、ただの70歳ではありませんでした。やっぱりかっこう

いいのです。それはどういうことか。彼は歌い続けていますがテレビには出なくなりました。そして次のような歌をつくってくれました。ご存じでしたか？

我が窮状

作詞：沢田 研二、作曲：大野 克夫

1. 麗（うるわ）しの国 日本に生まれ 誇りも感じているが
忌まわしい時代に 遡るのは 賢明じゃない
英霊の涙に変えて 授かった宝だ
この窮状 救うために 声なき声よ集え
我が窮状 残す未来輝くよ (短い間奏)
2. 麗しの国 日本の核が 歯車を狂わせたんだ
老いたるは無力を気骨に変えて 礎石となろうぜ
諦めは取り返せない 過ちを招くだけ
この窮状 救いたいよ 声に集め歌おう
我が窮状 守れないなら 真の平和ありえない (間奏) (リフレイン)
この窮状 救えるのは静かに通る言葉
我が窮状 守りきりたい 許し合い 信じよう

・・・この映像はYoutubeで見ることが出来ます。ぜひ!

もちろん「窮状」は「九条」のことです。ですから、あの歌手が、真正面から九条の応援歌をうたっているのです。当然、今の資本と権力の顔色をうかがうよ

うなテレビに出られるわけがないですね。でも彼は歌いつづけています。そして彼はこうっています。

・・・60歳になったら、言いたいことをコソツと言うのもいいかな、と。いま憲法は、改憲の動きの前でまさに『窮状』にあるでしょう。言葉に出さないが9条を守りたいと願っている人たちに、私も同じ願いですよというサインを送りたい・・・

うーん、かっこいいとはこういうことですね。かってテレビ「寺内貫太郎一家」で、あの樹木希林さんのおばあさんがジュリー(沢田研二)のポスターの前で

「じゅりー——!!」と悶えた? 怪?演技を思い出します。そこでぼくもまけないで、みなさごいっしょに! はいどうぞ!!!

ジュリー~~~~~!!!

音読のおすすめ

日本国憲法の主語は何か

前述の8月24日に、沼津市でひらかれた自治体議員政策研究集会」での基調講演は、大阪国際大学の先生で、日本おばちゃん党代表代行(←パロディだと思いますが)の谷口真由美さんによる「日本①わかりやすい憲法の話」でした。彼女は憲法学の専門家です。その中で、目からうろこが落ちたような問題提起がありました。

それは「日本国憲法の主語は何か」という問かけで

す。憲法では「日本国民は」という表現がされていますが、谷口さんは「私は」と読み替えてみようといいます。日本国民とは、主権者である私やあなたの事です。そして谷口さんは、日本国民を「私」に言い換えた前文を読み上げてくれました。学生にもやらせているといいます。その冒頭の部分を



ぎに示します。みなさんもぜひ声を出して読んでみてください。

。。。。私は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、**私たちと私たちの子孫のために**、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、**私の**厳粛な信託によるものであつて、その権威は**私**に由来し、その権力は**私の**代表者がこれを行使し、その福利は**私が**これを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。**私は**、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

。。。。私は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、**私たちの**安全と生存を保持しようと決意した。**私は**、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除

去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。**私は**、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。・・・以下略

参考までに元の文を載せます

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。・・・以下略

いかがですか。二つの文を読み比べて、耳から入ってくる感じを比べてみてください。何か、憲法が身近に感じて、われとわが身の問題だという印象が強くなりませんか。

国の主人公、つまり主権者である日本国民とは、ほかならぬ私のことでありあなたの事なのだ。日本国民とは、どこか高いところにある茫漠とした抽象的概念ではないのです。私たちも背筋を伸ばして、運動を進めなくてはなりません。

そして、その主権者たる私たちのために働くのが公務員(もちろん政治家もはいます!)です。ところで公務員は、英語ではPublic servant といいます。Public=国民の、servant=召使です。ですから公務員は「公僕」ともいいますね。でも、最近あまりこの言葉を聞きません。

それどころか、今ではご主人様に召使が平気でうそをついたり、ごまかしたり、ご主人様の大切なお金を勝手に使ったりする事が多くなりました。そういう召使はどんどんやめてもらいましょう。



菊川市憲法9条の会 連絡先 菊川市半済 1613-1 山本治樹
Tel 0537-35-3026 Email yamamoto.haruki@amber.plala.or.jp